

# 国民健康保険と後期高齢者

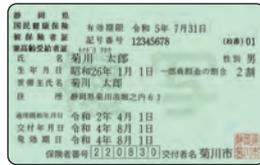
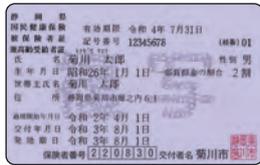
1

## 8月1日から国民健康保険の保険証が切り替わります

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

7月中旬、国民健康保険の被保険者の皆さんに新しい保険証を送付します。8月以降、医療機関を受診する時は、新しいうぐいす色の保険証をお使いください。

【旧保険証】  
藤色 ⇒ 【新保険証】  
うぐいす色



▲7月中旬に郵送する封筒の見本

※有効期限の切れた保険証(藤色)は、各自で処分していただくか、市民課または小笠支所小笠市民課に返却してください。

2

## 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

10月1日から一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合に、新たに2割の区分が追加されます。これに伴い、保険証を下記のとおり7月と9月の2回、郵送します。対象は、全ての後期高齢者医療保険の被保険者です。

使用できる期間が、それぞれ違いますのでご注意ください。

送付時期	保険証の色	使用できる期間
7月中旬	薄紅色	8月1日～9月30日
9月中	オレンジ色	10月1日～令和5年7月31日



▲7月中旬に郵送する封筒と保険証の見本



5

## 国保限度額適用対象者の住民税を申告しましょう

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、8月1日で更新となります。更新の際、令和4年度(令和3年分)の住民税(市民税・県民税)の申告をしていない場合は、未申告の扱いとなり、医療機関にかかった際の医療費の限度額が高くなってしまいます。

令和4年度の更新を希望する人は、更新の申請前に忘れずに申告しましょう。なお、申告の際は所得のわかる書類が必要です。

※高額療養費を申請する際も、未申告の場合は医療費の限度額が高くなってしまいますのでご注意ください。  
※国民健康保険加入者全員の申告が必要です。

6

## 国保特定健診・後期高齢者健診を受診しましょう

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

市民課では対象の皆さんに5月下旬から受診案内を送付しています。健康維持・増進のため、国保特定健診・後期高齢者健診を受診し、健康状態をチェックしましょう。なお、今年度から40歳・50歳・60歳・70歳の人の国保特定健診の受診料が無料です。詳細は送付しました受診案内をご確認ください。



コーケンくん



ミ〜ホちゃん